

平成二十五年 通常総会開催

会長春日忠男氏再任
(新津支部)



人として甲田耕祿氏、吉田健治氏の二名を指名し議事に入る。

報告事項

平成二十四年度事業報告
平成二十五年事業計画
平成二十五年収支予算

去る五月二十八日(火)午後二時三十分より秋葉区新津本町四、割烹「新森」において、新津税務署簿記課長をはじめ、多くのご来賓の方々のご臨席をいただき公益社団法人認定取得後、第二回の通常総会を盛大に開催いたしました。

先ず春日忠男会長が挨拶に立ち、法人会の現状説明と昨今の経済情勢を述べ、本年度は「法人法」の改正に伴い「公益社団法人」移行後、第二回の通常総会を開催する運びとなりました。尚、本年度は役員改選期に当たることを述べ、以下上程議案について慎重審議いただくよう挨拶を行った。

議事は「法人法」の改正に伴い総会の上程要領が改正されたことよって本案の「平成二十五年事業計画、並びに平成二十五年収支予算については平成二十五年三月二十五日開催の理事会において、平成二十四年度事業報告については、平成二十五年五月九日開催の理事会において、それぞれ承認済みである故、本総会では報告事項となつた。以上を述べ事務局をして詳細に報告説明をなさしめた。

決議事項

第一号議案

平成二十四年度決算報告承認の件

議長は本案を上程し、事務局をして詳細に説明をなさしめた後、監事の樋口龍衛氏から監査の結果を求めるに、「適法であり正確であった」旨の監査報告を受け、一応の質疑応答(質疑なし)を経た後、これを議場に諮つたところ、全員異議なく拍手をもって原案どおり可決承認された。

第二号議案

役員改選の任期満了に伴う改選の件

議長は、今期は改選期に当たるため、ここで選任事務を行うたい旨、及び選任手続きについてはいろいろ慣例等もあるとして、事務局をして説明なさしめる。

事務局は、予め用意した役員名簿(案)を配布し、この(案)に示す内容(役員構成)は各支部からご推薦いただいたものを取りまとめた(案)としたものであることを説明。従つてこの役員名簿の(案)は各支部の意向が反映されているものであることを強調し、了承してもらいたい旨理解を求めた。

平成25年度 公益社団法人 新津法人会役員名簿 (平成25年5月28日改選)

顧問	阿部信二(元会長)	阿部木材工業(株)
1 会長	春日忠男	新津(株)春日葉局
2 副会長	吉田久雄	(株)吉田印刷所
3 副会長	阿部和雄	(株)阿部印刷
4 副会長	阿木村藤雄	(株)新植
5 副会長	佐藤俊一	小須戸下越酒造(株)
6 専務理事	桐生三男	(員外役員)
7 理事	甲田耕祿	(株)新津自動車学校
8 理事	吉田健治	新津吉徳農機(株)
9 理事	遠山勇雄	(株)新潟ロビンソン
10 理事	新保三雄	新津新興タクシー(株)
11 理事	阿部信幸	(有)新津タクシー
12 理事	山田道夫	阿部木材工業(株)
13 理事	近藤伸一	(株)新津食品流通センター
14 理事	田中利三郎	近藤酒造(株)
15 理事	高野隆夫	(有)田中利三郎商店
16 理事	川上義明	(株)高野浄化槽管理サービス
17 理事	高橋和信	(株)川上建設
18 理事	齋藤公策	(有)高橋電気商会
19 理事	瀧澤修	(株)魚
20 理事	瀧澤修	(有)新瀧澤
21 理事	茂野一弘	(株)浦原鉄道
22 理事	田部重照	(株)田部中雨具
23 理事	樋口龍衛	田部鉄工エンジニアリング(株)
24 監事	樋口龍衛	樋口鉄工建設(株)
25 監事	松井信行	(有)新津プリント

各支部より次の定数配分により選出された。役員数の配分(新津=11 五泉=6 村松=4 小須戸=2 東浦=2)計25名 ※役員はすべて非常勤である(専務理事は除く)

承諾しました。(議事録要旨) 一連の議案審議終了後、新津税務署長の役員功労者特別表彰並びに恒例の優良経理担当者表彰式を挙行し、引き続き記念講演として「安倍政権とこれからの日本」のテーマで東京新聞・中日新聞論説副主幹の長谷川幸洋氏の講演を出席者一同熱心に聴講され終了いたしました。

- 優良経理担当者被表彰者
 - 高野カオル (新津支部)
 - (株)小川組 勤務年数 二十年
 - 藤田三千子 (新津支部)
 - 新興タクシー(株) 勤務年数 十九年
 - 佐藤 康紀 (新津支部)
 - (有)金沢商会 勤務年数 十九年
 - 坂上 瞳 (小須戸支部)
 - アルファ建設(株) 勤務年数 十一年

平成25年度 事業計画

一、事業活動の基本方針

平成二十四年四月一日付けで公益社団法人新津法人会として再発足し、平成二十五年度は第二期目となります。本年度も、「法人会法の基本指針」に則り、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制、税務に関する提言を行ない、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税制行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行うこととしていく。

一、事業活動の基本方針

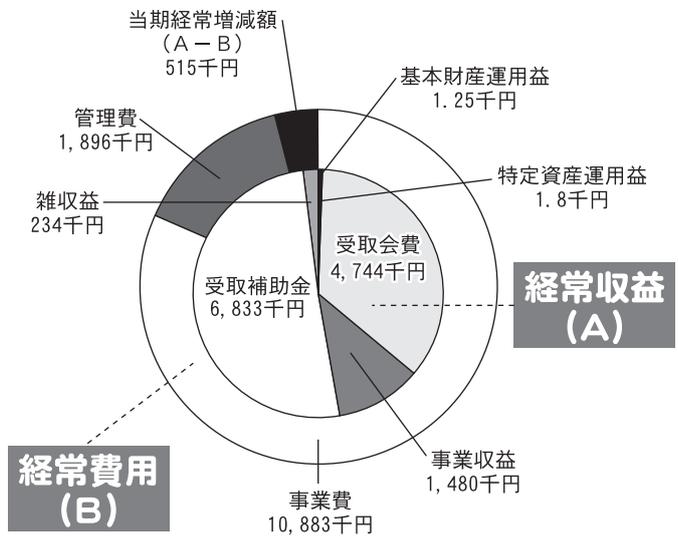
特に法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる諸事業に取り組みこととしました。

二、主な事業計画

- 1、税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 税に関する研修・セミナー事業
 - (2) 講演会事業
 - (3) 租税教育事業
- 2、地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業
 - (1) 組織の強化・充実
 - (2) 広報活動の充実
 - (3) 青年・女性部会の充実
 - (4) 法人会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする
- 3、会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業
 - (1) 組織の強化・充実
 - (2) 広報活動の充実
 - (3) 青年・女性部会の充実
 - (4) 法人会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする
- 4、税の広報事業
- (5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業
- 2、地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業
 - (1) 講演会・セミナーの開催事業
- 4、本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との連携強化を図る事業
- 5、本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業
- 6、その他、本会の目的達成に必要な事業

平成24年度決算書

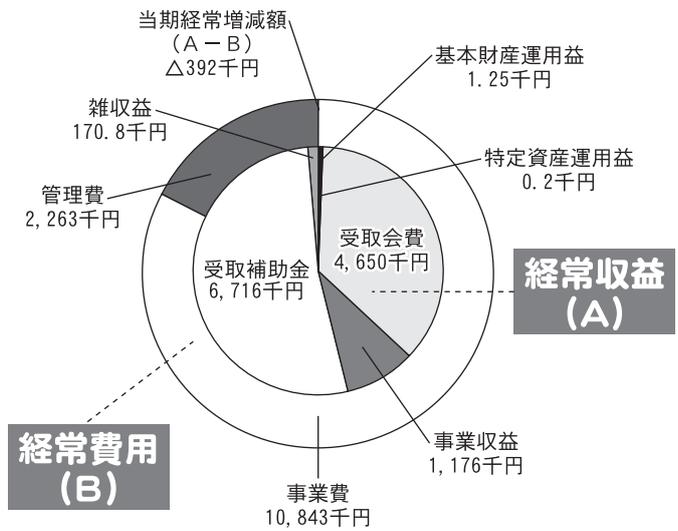
平成25年5月28日の総会で承認されました。



(内円=収益/外円=費用)

平成25年度予算書

平成25年5月28日の総会で承認されました。



(内円=収益/外円=費用)



署長着任のあいさつ



新津税務署長
佐藤 和彦

この度の人事異動で、新津税

務署長に着任いたしました佐藤和彦でございます。前任は札幌国税局の総務部で税理士監理官を務めておりました。出身は北海道の東部にある帯広市というところです。新潟県での勤務は初めてとなりますが、自然や歴史と豊かな人情に恵まれた当地で勤務させていただく機会を得ましたことを大変嬉しく光栄に思っております。私自身にとって当地での勤務は非常に良い経験となることは勿論ですが、自分への戒めとして「山高きが故に貴からず」を念頭に置き、公私ともに臨んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人新津法人会におかれましては、税務行政の良き理解者として、税に関する各種研修会等の開催、小中学校の租税教室の支援、小学生の税の絵はがきコンクールの開催などの租税教育並びにe-Tax利用普及の広報活動などに努められ

るとともに、会員企業や地域社会の健全な発展にも大きく貢献されていると伺っております。税務行政に携わる私どももいたしましては大変心強く感じております。春日会長をはじめとする役員の皆様の日ごろからのご尽力と、会員の皆様のご理解、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、最近の税務行政につきましては、社会経済の環境が大きく変化する中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という、私どもに与えられた指名を着実に果たすため、納税者利便の向上を図りつつ、変化に対応した効率的な事務運営に努めるとともに、行政の透明性を確保し、法令に定められた手続きを遵守して、公平かつ公正に業務を遂行することが重要と考えております。

具体的には、e-Tax及びダイレクト納付等による納税者の皆様の利便性向上や行政運営の効率化、改正消費税の円滑な定着、租税教育の充実など、様々な課題を的確に迅速に取り組みでまいりたいと考えております。しかしながら、このような税務行政を取り巻く課題を遂行していくためには、私どもの力のみでは自ずと限界があります。新津法人会におかれまして

は、税務行政の良き理解者として、また、税のオピニオンリーダーとして、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、公益社団法人新津法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

気分転換



関東信越税理士会
新津支部長
杉本 孝子

七月六日の「たなはたコンサート」に参加をさせていただき、久し振りに音楽にどっぷり浸らせていただきました。

コンサートの前に「分り易い税セミナー」の講師のお話の依頼をうけ、日頃多くの皆さんの前で税金のお話をする機会の無い私は、余裕などありません。

しどろもどろでしたが、どうか持ち時間が終わり、会員の皆様の温かい拍手をいただき椅子に座りましたが緊張の糸はまだ解けないままです。そこに女性三人のプロの演奏

家の方々のコンサートが始まりました。演奏が始まった途端、音があふれ会場の空気は一変しました。演奏家の皆さんの気が、音符という風になって押し寄せてくる。その風は強かったり、心地いい程優しくったり、魔法の風に包まれてアツという間にリラックスしている私がいまいた。

演奏家と楽器が作り出す生演奏の風は聞く人を圧倒します。演奏の合間の軽妙なお話や、合唱を楽しみ、時間は瞬く間に過ぎました。観客を引き込み、飽きさせず、体験させて、さすがプロの仕事だと尊敬します。

先日「ひとカラ」を知りました。一人専用のカラオケボックスです。出社前は体を目覚めさせ、退社時はストレス解消にと精神的に大変有効で、利用している方も多くなっているとの事です。年代別のヒット曲を集めたCDも売れているそうです。

考えてみると私も毎日利用しています。ただしマイカーの中です。朝は今日一日頑張るぞと気合をいれ、関与先に向かう時はリフレッシュし、社長さんに負けないように気分を入れ直します。私が元気になって伺い、説明する事が一番大事ですから、毎日思いつき「ひとカラ」しています。ただ時々はつと思いい出

す事があります。それは楽しくうに歌って運転されている方とすれ違い笑ってしまった時があったのです。あんな風に見えるのかな、思わず口を閉じてしまった自分がいました。ひょっとしたら皆さんに笑われていたかも知れませんが、でもその時は遠慮せず笑って、元気になってください。

日々の生活や仕事に追われ、焦り、考え込み煮詰まって、険しい顔になっています。移動のわずかな時間ですが現実から離れ風に吹かれて笑顔で現実に戻るそんな音楽の力って本当にすごいですね。楽しい時間をありがとうございました。

表紙掲載絵画作者紹介

「懐かしい磐越西線「吉岡町」を走る蒸気機関車」(昭和40年頃)

㈱ロビンソンサービス
会長 遠山 悦 男 様
新潟市秋葉区

消費税法改正のお知らせ

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の用途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区 分	適用開始日	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率		4.0%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率		1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計		5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

新津労働基準監督署からのお知らせ

○中小企業を応援する業務改善助成金のご案内

事業場内の最も低い時間給（時間換算額）を、計画的に800円以上に引上げる企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、就業規則の作成、研修の実施に係る経費の1/2（上限100万円）を助成します。

【支給の要件】

- ① 賃金引上げ計画（事業実施計画）の策定
事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げる
- ② 1年当たりの賃金引上げ額は40円以上
（就業規則等に事業場内最低賃金額を規定）
- ③ 引上げ後の賃金支払実績（確認期間として1か月の支払い実績が必要）
- ④ 業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取
- ⑤ 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと
業務改正の経費として合計10万円以上の支払いを行う

【支給額：⑤の経費の1/2（上限100万円）】

【支給回数：賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給】

【申請先：新潟労働局 労働基準部 賃金室】

【業務改善助成金の対象となる経費の事例】

- 1 労働能率の増進に資する設備・機器の導入
 - (1) 在庫管理、仕入業務の効率改善のためPOSレジシステムの購入費用
 - (2) 作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用
- 2 就業規則の作成や改正
賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料
- 3 賃金制度の整備
賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費
- 4 労働能率の増進に資する研修

— お問い合わせは —

- ◎ 新潟県最低賃金相談支援センター
新潟市中央区東大通2-3-26（新潟県社会保険労務士会内） TEL 025-250-7759
- ◎ 新潟労働局労働基準部賃金室
新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 TEL 025-288-3504

申請書等の詳細はホームページへ <http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

○労働保険の加入手続きはお済みですか。

「備えよう、社員の万一に。労働保険」

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した保険制度のことで、昭和50年に労働保険が全面適用されてからは、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険の加入手続きを行わなければならないことになっています。

労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は事業主の責任と義務です。成立手続きを行うよう指導を受けたにも関わらず、未手続きの事業主には、保険料と追加の徴収金が課される場合があります。また、未手続き期間中に労働災害が発生した場合、保険給付の費用を徴収されることがあります。

※詳しくは新津労働基準監督署（0250-22-4161）へご相談ください。

印刷 — その先の可能性を求めて

「時代に対応し常に高品質な製品」をお届けする為に
私達の基本姿勢は変わりません。

AP 阿部印刷株式会社

本社／新潟県五泉市村松甲2096番地 TEL 0250(58)5115 FAX 0250(58)5750

営業所／新潟・阿賀野・津川

Homepage <http://www.ap-create.com/> E-mail office@ap-create.com

ハローワーク新津からのお願い

○来春新規学校卒業予定者の採用をお願いします。

平成26年3月新規高等学校卒業予定者の求人受理が6月20日から始まりました。

リーマンショック以降求人数は大幅に減少し、最近はやや持ち直してきているものの、まだまだ生徒にとっては厳しい状況での就職活動が続いています。

学校卒業という大きな節目に良い就職が出来ないと、生徒のその後の人生が大きく左右され、将来的にフリーター、ニートにつながる心配もあります。

このような状況を受けて、生徒の就職意識は高くなっていることから、貴社に貢献する人材確保の絶好の機会ともいえます。

景気の先行きは依然不透明であり、採用計画の樹立が困難との声も聞かれますが、地域の将来を担う労働力となる高校生の地元就職促進のために、求人申込みのご検討をお願いいたします。

ハローワークでは電話にてご連絡いただければ、事業所を訪問しての求人申込みのご相談をさせていただきますので、御一報をお待ちしています。

○求人票に画像プラスα情報（写真やパンフレット）をご利用ください。

ハローワーク新津では申し込んでいただいた求人票と併せて、会社案内・パンフレット・写真等を求人検索パソコンから求職者の方に見ていただくサービスを行っております。

求職者の方に職場内の作業風景や取扱商品、製品等の画像を見ていただくことで、事業所に対するイメージをより一層深めてもらおうとするものです。

画像情報掲載のご要望がありましたら、ハローワークからカメラを持参で訪問することも可能です。ご遠慮なくお申し出ください。

○平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が2.0%に引き上げられました。

「障害者の雇用の促進に関する法律」では事業主に対して雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけられています。

民間企業の法定雇用率は、平成25年4月1日から2.0%に引き上げられ、従業員規模50人以上の事業主に雇用義務の範囲も広がりました。まだ、雇用率が未達成の事業主におかれましては早急に達成に向けた取組みをお願いします。

また、「障害者雇用納付金制度」では事業主間の負担の公平を図るため、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収していますが、対象企業規模は平成27年度から更に拡大される予定です。

ハローワークでは今年度既に障害者の就職面接会を2回開催し、各事業主の皆様からの御協力により就職実績も前年を大きく上回っています。今後とも、関係機関と連携しながら、企業の障害者雇用を応援して参りますので、障害者雇用に関する御相談はいつでもハローワークに御一報ください。

平成25年7月10日発令 新津税務署 法人課税部門 人事異動

新任者

新所属・職名	氏名	旧所属・職名
新津税務署 署長	佐藤 和彦	札幌国税局 総務部 税理士監理官
新津税務署 法人課税統括官	川崎 智久	新潟税務署 法人課税第3部門統括官

転出者

新所属・職名	氏名	旧所属・職名
関東信越国税局 徴収部 統括徴収官	罇 敏朗	新津税務署 署長
退職	原田 昭裕	新津税務署 法人課税統括官

留任者

新所属・職名	氏名	旧所属・職名
新津税務署 総務課長	土生津 茂	
新津税務署 法人課税上席官	黒井 陽子	



村松支部

村松の矜持

割烹 新瀧 (村松支部)
代表取締役

瀧澤 修



自転車を輪行袋につめて、カナダへ旅立ったのは、もう四十年近くも前になります。バンクーバーからケベックへ、その後アメリカ、メキシコ、ヨーロッパを回りました。

海外の一人旅は、人をナシヨナリストにするといえます。半年間の旅で、日本人であるという意識の高まりを感じました。大使館に翻る「日の丸」を目にしたときには胸が熱くなったのを覚えています。独り寝のテントの中で孤独にさいなまされていくとき、ふるさとへの想いが

ひとしお胸に迫ったことが思い出されます。

帰国後、村松に帰り家業を継ぐことになりました。これという産業もなく、高齢化の進んだ村松で、経営の基盤に何を据えたらよいか悩みました。

たまたま町の有志が、歴史を町おこしの資源として活かそうと、「村松お城の会」を立ちあげました。村松は堀家三万石の城下町であったこと、武家屋敷、それも他の城下町と違って身分の低い卒分の屋敷が四十数棟も残っていたこと、城下町を意識して計画された特色ある街路が残っていることなど、テーマになるものがたくさんあることに私たちが気付いたのです。会の事務局を仰せつかって今日に至っています。

まず、武家屋敷の所在と構造の調査が行われました。こういう仕事はお手の物の建築士の会員がリードしてくれました。一番大事な城下町のシンボル村松城については、明治戊辰の戦いで失われて以来、謎に包まれていました。藩の土木を担当する御普請方の城郭図は残っていましたが、間取り、建物配置などの資料が失われていたのです。しかし幸いに藩士であった方の描いた、フリーハンドの詳細な絵図面が町に寄贈され、これを古文書などどつきあわせて確認

し、村松城の姿を明らかにすることができました。建築士の会員が設計用のソフトで図面化し、新発田の新潟職業能力開発短期大学の協力を得て模型にして当時の村松町に寄贈しました。前面に大沢石を積み、水濠と土塁を廻らして、予想以上に立派な、町のシンボルにふさわしい城だったとわかったことは大きな収穫でした。

みんなで調べていくうちに、面白い話題がたくさん出てきました。剣の達人野口源右衛門正国、鳥羽逸平が友人堀部安兵衛のために吉良邸討ち入りのとき手助けしたという話、戊辰戦争で河井継之助からあらぬ疑いを掛けられた村松藩の恥を拭うため、赤坂峠の戦いで軍監自ら白兵戦を挑んで壮絶な戦死をした奥畑伝兵衛、勤王思想を藩主に薦め、会津、長岡との関係上切腹させられた村松七士。下田に静修義塾を開き、諸橋轍次博士に漢字の手ほどきをした奥畑義平。西南戦争で警視庁抜刀隊を率い九州を転戦した片岡九左右衛門政的。藩の重役と意見が合わず脱藩し、後に医学館、昌平校の教授を務め、当時のベストセラー近世偉人伝を著した蒲生重章。その他、すでに記憶から失われたたくさんの方々の働きが、今の村松の人の魂の奥で生きています。

私たちは、ふるさとの歴史を次の世代に残すため「城下町村松の歴史と風土」を刊行しました。今も残る町名や道筋、神社仏閣、古い建物などに城下町の面影を見いだすことができます。そういった先祖の残してくれた文化遺産を誇りとして、この地域を愛する子どもが育ってくればと願っています。

来年は堀家が安田から村松へ移り、以来、村松藩開闢三百七十年の節目の年、何かをしなればならないと思っています。

五泉支部

「遷宮」と「清酒学校」

近藤酒造(株) (五泉支部)

代表取締役

近藤 伸一



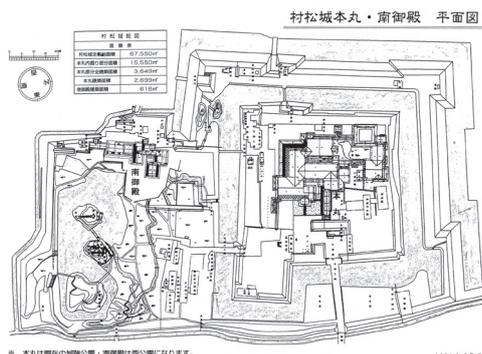
先日、伊勢神宮「お白石持行事」に行ってきました。

伊勢神宮は二十一年に一度遷宮が行なわれます。その一つの行事が「お白石持行事」です。六年前にも遷宮の一環として「お木曳行事」がありました。遷宮の解説によると、「二十年をひ

とつの区切りとして常若を祈る。……社殿造営に伴い、御装束、神宝も古例に従って調製する。」とあります。

また、御装束、御神宝については「当代最高の名工が真心込めて製作する品々は古代の文化を鮮やかに甦らす。」とあります。

宮大工を二十年かけて育てていく。刀工を二十年かけて育てていく。「二十年かけて……」という、そこに文化の継承があるのだろうと思います。文化の伝承、継承はこれだなど実感いたしました。仕事柄、酒と神様は切っても切り離せない縁があります。酒造りの「酒造工」も、二十年かけて育てていく。そのシステムがあればこそ、いい酒づくりが出来、未来永劫、絶え



※ 本丸は現在の城跡公園、南御殿は西公園になります。